

第96回 定期株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年1月29日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催場所 東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

目次

第96回定期株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件	
第4号議案 役員賞与の支給の件	
第5号議案 当社株式等の大規模買付行為等への対応方針 (買収への対応方針) 繼続の件	
事業報告	34
連結計算書類	54
計算書類	56
監査報告書	58
株主総会会場ご案内図	

(証券コード 6309)
2026年1月13日
(電子提供措置の開始日 2026年1月5日)

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番15号

巴工業株式会社

代表取締役社長 玉 井 章 友

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第96回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tomo-e.co.jp/ir/gmeeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「巴工業」または「コード」に当社証券コード「6309」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、書面の郵送またはインターネット等の電磁的方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁に記載のいずれかの方法により2026年1月28日（水曜日）午後5時40分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号

大崎ブライトコア3階

大崎ブライトコアホール

(末尾に株主総会会場ご案内図を記載しております。)

3. 目的事項

- 報告事項**
- (1) 第96期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第96期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

第4号議案 役員賞与の支給の件

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）継続の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、当該書面は、監査等委員会および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会
開催日時

2026年1月29日 (木曜日) 午前10時

(受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使



議決権行使期限

2026年1月28日 (水曜日) 午後5時40分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

2026年1月28日 (水曜日) 午後5時40分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン用QRコード (ID・パスワードの入力不要) を記載しております。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト（下記URL）への アクセスによる議決権行使について

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力の上、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック

3 パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

機関投資家様向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家様向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権電子行使の方法として、前記による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

0120-768-524 (年末年始を除く午前9時～午後9時)

スマートフォン用QRコード読み取りによる 議決権行使について（「スマート行使」）

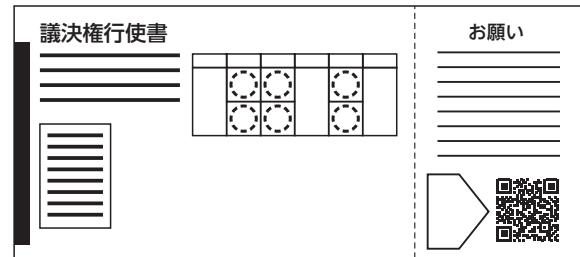
スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます（ID・パスワードの入力は不要です）。

※「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが左記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申しあげます。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使書用紙イメージ図



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、第13回中期経営計画期間（2023年10月期～2025年10月期）において、健全な財務体質の維持を図りつつ、中長期的な業績見通しや事業戦略等を総合的に勘案した上で、連結配当性向40%以上を目標として安定的な配当を実施することを利益配分に関する基本方針としております。

当期の期末配当は、この方針のもと、財務体質の状況および当期の業績と今後の見通し等を勘案し、1株につき36円とさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金36円	総額1,077,647,976円
-----------------	------------------

なお、当社は2025年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、株式分割を考慮しない期末配当は、1株につき108円となります。また、中間配当金として1株につき73円をお支払しておりますので、株式分割を考慮しない当期の年間配当金は、前期に比べ36円増配となる1株につき181円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年1月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものです。なお、指名・報酬諮問委員会は取締役会からの諮問に対し、各候補者の業務執行状況、業績、知見、経歴等の要件に照らし取締役として適任であると答申しております。また、監査等委員会は、同要件に照らして各候補者が取締役として適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当等	属性	取締役会への出席状況
1	たまい 玉井 章友	代表取締役社長	再任	100% (24回／24回)
2	しのだ 篠田 彰鎮	取締役 常務執行役員 機械本部長	再任	100% (24回／24回)
3	ふじい 藤井 修	取締役 執行役員 総務部および業務部担当	再任	100% (24回／24回)
4	きつた 橋田 一幸	取締役 執行役員 経理部および経営企画部担当	再任	100% (24回／24回)
5	ふじい 藤井 栄	執行役員 化学品本部副本部長	新任	—

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

たまい

あさとも

1 玉井 章友

(1957年2月12日生)

再任

■所有する当社の株式数

90,210株

■略歴、地位、担当

1980年4月 日本国土開発株式会社入社
 1988年4月 エルケム・ジャパン株式会社入社
 2000年4月 当社入社
 2005年11月 当社化学品本部工業材料部長
 2011年1月 当社取締役
 　当社化学品本部副本部長（合成樹脂部、工業材料部および化成品部担当）
 　巴物流株式会社代表取締役社長
 2012年11月 巴惠貿易（深圳）有限公司董事長

2013年1月 当社化学品本部副本部長（合成樹脂部および工業材料部担当）兼中国事業推進室長
 2017年11月 当社化学品本部副本部長（合成樹脂部および工業材料部担当）
 2018年1月 当社常務取締役
 　当社化学品本部長
 2021年1月 当社専務取締役
 　当社機械本部長
 2023年1月 当社代表取締役社長〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業および化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な知識と経験を有しており、2023年1月に代表取締役就任以降は当社グループの統括経営責任者として職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

しのだ

あきよし

2 篠田 彰鎮

(1961年8月23日生)

再任

■所有する当社の株式数

80,431株

■略歴、地位、担当

1985年4月 社団法人日本海事検定協会入社
 1989年9月 当社入社
 2011年11月 当社大阪支店化学品営業部長
 2014年4月 当社化学品本部化成品部長
 2015年1月 当社取締役
 　当社化学品本部副本部長（機能材料部および電子材料部担当）兼化成品部長
 2015年4月 当社化学品本部副本部長（機能材料部、電子材料部および化成品部担当）

2018年1月 当社化学品本部副本部長（化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当）
 　巴物流株式会社代表取締役社長
 2021年1月 当社常務取締役
 　当社化学品本部長
 2021年3月 巴惠貿易（深圳）有限公司董事長
 2023年1月 当社取締役 常務執行役員〔現任〕
 　当社機械本部長〔現任〕
 2023年11月 Tomoe Engineering USA, Inc. President

■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業および化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な知識と経験を有しており、2015年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

ふじい
藤井おさむ
修

(1963年12月10日生)

再任

■所有する当社の株式数

41,628株

■略歴、地位、担当

1987年4月 当社入社
 2013年4月 当社総務部長
 2020年1月 当社取締役
 当社総務部および業務部担当兼総務部長

2020年11月 当社総務部および業務部担当
 2022年1月 当社総務部および業務部担当兼総務部長
 2023年1月 当社取締役 執行役員〔現任〕
 2023年11月 当社総務部および業務部担当〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の管理部門を中心に業務全般に豊富な知識と経験を有しております、2020年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

きつた
橘田かずゆき
一幸

(1964年1月5日生)

再任

■所有する当社の株式数

6,097株

■略歴、地位、担当

1987年4月 株式会社富士銀行入行
 2015年4月 株式会社みずほ銀行仙台支店支店長
 2019年2月 当社入社
 2019年11月 当社経理部長

2023年1月 当社取締役 執行役員〔現任〕
 当社経理部および経営企画室担当兼経理部長
 2023年11月 当社経理部および経営企画室担当
 2024年4月 当社経理部および経営企画部担当〔現任〕

■取締役候補者とする理由

財務および会計に関する豊富な知識と経験を有しております、2023年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

ふじい

さかえ

藤井

栄

(1962年8月19日生)

新任

■所有する当社の株式数

31,445株

■略歴、地位、担当

1986年4月	当社入社	2023年1月	当社取締役 退任
2010年4月	当社化学品本部統括室長		当社執行役員
2015年4月	当社化学品本部化成品部長		当社化学品本部副本部長（化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当）
2018年5月	当社化学品本部統括室長		巴物流株式会社代表取締役社長【現任】
2021年1月	当社取締役 当社化学品本部副本部長（化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当）	2023年3月	巴惠貿易（深圳）有限公司董事長【現任】
		2024年1月	当社執行役員【現任】 当社化学品本部副本部長（電子材料部および機能材料部担当）【現任】

■取締役候補者とする理由

当社入社以来、化学工業製品販売事業に従事し、化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な知識と経験を有しております、取締役として職務を適切に遂行することが期待できるため、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。
 3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填の対象外とする等の免責事由があります。保険料は、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2023年1月27日開催の第93回定時株主総会において、月額700万円以内(決議日現在の支給対象人数4名)とご承認いただき今日に至っておりますが、事業領域の拡大に伴いコーポレート・ガバナンス体制の実効性を確保する上で監査等委員である取締役の役割が増大していること、また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する知見、専門性、経験を有した人材を招聘する必要があること等を勘案し、報酬額を月額1,000万円以内に改定いたしたいと存じます。なお、本総会終結時点の監査等委員である取締役は4名です。

また、本議案は、当社の事業規模、監査等委員である取締役の員数、報酬体系およびその支給水準等諸般の事情を参考に決定したものであり、相当であると判断しております。

第4号議案 役員賞与の支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末における取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名に対し、役員賞与総額143,495,000円を支給いたしたいと存じます。また、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は44頁から45頁に記載のとおりですが、指名・報酬諮問委員会ならびに監査等委員会が賞与総額の決定の手続き、具体的な算定方法等は当該方針に沿うものであることを確認しており、本議案は相当であると判断しております。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、2022年12月20日開催の当社取締役会及び2023年1月27日開催の当社第93回定時株主総会の決議に基づき「当社株式等の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を導入・継続しております。その有効期限は2026年1月開催予定の当社第96回定時株主総会（以下、本議案において「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとしておりますが、当社では、現プランの導入及び継続の決定後も、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2025年12月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（同号口（2））として、本定時株主総会に出席した株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を条件に、現プランの内容の一部を変更の上、「当社株式等の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）」として継続（以下、新たに継続する対応方針を「本プラン」といいます。）することを決議いたしましたので、本定時株主総会において本プランの継続の可否をお諮りするものであります。

つきましては、本プランの趣旨にご賛同いただき、下記「III 本プラン（会社の支配に関する基本方針

に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み) の内容」記載の本プランの継続につきご承認いただきたく存じます。本議案につき本定時株主総会に出席した株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本定時株主総会の終結の時をもって本プランは廃止されるものとします。

なお、現プランから本プランに関わる事実関係の更新や趣旨の明確化、修正、整理等を行っておりますが、基本的な内容に変更はございません。また、本プランへの継続につきましては、上記当社取締役会において、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）を含む当社取締役全員の賛成により承認されております。

会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等に改正（法令名の変更や旧法令を継承する新法令の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する上記法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

I 会社の支配に関する基本方針等

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や事業を十分に理解する者、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を維持する者、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上する者であるべきと考えます。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められております。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかし、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付行為や買付提案をする者に対しては、会社法等関係法令及び当社定款によって許される範囲で、適切な措置を講じることとします。

2 基本方針の補足説明

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する大規模な買付等を行おうとする者が現れた場合、当該大規模買付行為等（下記Ⅲで定義されます。以下同じとします。）が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者（下記Ⅲで定義されます。以下同じとします。）からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠であり、その判断を適確に行うためには、大規模

買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供することが必要です。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのような影響を及ぼすかを評価・検討し、必要に応じて、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、前述のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の総体的意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本プランに定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

当社は、株主の皆様の総体的意思を尊重するべく、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かに係る当社の株主の皆様による意思表明の場として、株主総会（以下、本議案において「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることに係る議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、本プランに沿って開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを阻止するための行為を行いません。

したがいまして、本プランに基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)対抗措置の発動につき株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が下記Ⅲに記載した手続を遵守しない場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

II 基本方針の実現に資する特別な取り組み

1 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取り組み

(1) 当社の経営理念と経営方針

当社は創造と創業の精神を以って会社を成長、発展させ、会社に関連する人々の豊かな未来づくりに寄与するとともに、お客さまへの高い技術と優れた製商品の提供を通じて社会に貢献すること、及び従業員に生きがいを見出す場を提供することを経営理念とし、主に固液の遠心分離技術による機械の製造販売と特色ある化学工業原材料の輸入販売を行ってまいります。

(2) 経営方針を具現化するための中期経営計画

2025年12月11日公表 (https://www.tomo-e.co.jp/ir/14th_chukei.pdf) の中期経営計画（2026年10月期～2028年10月期）「Create The New Future ～新たな未来の創造～」において、以下のとおり基本方針と業績計画を定めております。

① 基本方針

当社グループを取り巻く経営環境が不透明感を増す中、変革と成長を続けながら経営資源を有効活用し、付加価値の高い革新的な製品・サービスを提供し、更なる収益を生み出していくます。また、SDGsや気候変動等を始めとする様々な社会的課題解決に真摯に取り組むことにより、新たな未来を創造することを基本方針とします。

対処すべき重点課題（マテリアリティ）を掲げ、経営理念である「高い技術と優れた製商品を提供し社会に貢献する」を根底に置きながら、「資本コストや株価を意識した経営」を一層推進し、更なる業績拡大と企業価値向上を実現させてまいります。

② 対処すべき重点課題（マテリアリティ）

- イ) 限りある資源を有効活用し「新たな事業領域の拡大」と「既存事業の更なる成長」を図る
- ロ) 革新的な技術・製商品・サービスの提供により、競合他社との差別化を図り、成長が見込まれる海外を中心を開拓を進め、新たな付加価値を「創造」し、企業価値向上を実現する
- ハ) 資本効率と利益率を高めることにより経営効率向上を追求するとともに、引き続き経営上の最重要課題と位置づけ株主還元に取り組む
- 二) サステナビリティ経営の推進および強固なガバナンス体制を構築する

③ 業績計画

機械製造販売事業では三つの柱を軸に事業展開します。第一の柱として、今後成長が見込まれるインド化学工業市場向けの販売拡大、米国市場の深耕、東南アジアでの営業力強化を図るなど、海外市場を中心に中核となる遠心分離機を拡販し海外ビジネスを拡大します。第二の柱として、焼却炉などの産業排熱向けを中心にバイナリー発電装置を拡販するほか、第三の柱として環境負荷低減に繋がる製商品の開発に注力してまいります。

化学工業製品販売事業では専門商社としての強みや特色を活かした営業活動を展開し、利益の最大化を実現するため売上総利益1億円以上の商品の拡充に努め、業績安定化と更なる成長を図ります。また、タイ、ベトナム、マレーシア各拠点の連携を強化し、東南アジアでの事業拡充を図り、欧州ではチェコを拠点にパワー半導体向け商品を中心に拡販します。インドでは耐火物に加え高付加価値商品に関する市場調査を進めます。更に、新商品の開発をこれまで以上に推進することで、新たな事業領域拡大と収益基盤の多様化を図ります。

これらの施策により、最終年度となる2028年10月期（第99期）の連結売上高を700億円、同経常利益を70億円とし、「Create The New Future ～新たな未来の創造～」と称してグループ内にその趣旨を浸透させてまいります。

2 コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させ、株主をはじめとする当社のステークホルダーの期待に応えるためには、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが経営上重要な課題であると認識しており、その基本は「迅速で効率的かつ積極的な事業経営」及び「経営の健全性と透明性の確保」であると考えています。当社は、自らの社会的責任を認識し、企業理念、経営指針及び行動規範に則り、当社グループ各社と一体となってこれらの実践に取り組んでまいります。

(2) 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、複数の独立社外取締役を含めて構成される監査等委員会が独立的かつ客観的立場で監査・監督を行うことに加えて、任意で設置している指名・報酬諮問委員会等をはじめとする各委員会との連携によりコーポレート・ガバナンスの実効性を確保しており、現状において最も有効であると判断しています。

III 本プラン（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）の内容

1 本プランの目的及び概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することを目的として、上記「会社の支配に関する基本方針」に沿って継続されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、当社は、当社株式等の大規模買付行為等に関するルールとして本プランを設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付行為等に関する情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行うための期間を確保することいたします。そして、大規模買付行為等を受け入れるか、もしくは大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様の総体的な意思を確認するため、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することとします。

なお、2025年10月末日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為等を行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

2 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客觀性・合理性を担保するため、独立委員会規定（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン継続後における独立委員会委員候補者の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について諮詢し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動すべき状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとします。

3 対象となる大規模買付行為等

本プランにおいて、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、
又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁴を樹立するあらゆる行為⁵（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

~~~~~  
<sup>1</sup> 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）、(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（(ア)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(イ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー又は(ウ)これらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）並びに(iv)上記(i)乃至本(iv)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。

<sup>2</sup> 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者並びに注1の(iii)及び(iv)記載の者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者並びに注1の(iii)及び(iv)記載の者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

<sup>3</sup> 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項又は第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

<sup>4</sup> 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

<sup>5</sup> 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものと除きます。）、「大規模買付者」とは、かかる大規模買付行為等を自ら単独又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

#### 4 対抗措置の発動に至るまでの手続

##### （1）意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

###### ① 大規模買付者の概要

- イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じとします。）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴
- ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容
- 二) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び実質支配株主（出資者）の概要
- ホ) 国内連絡先
- ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠
- ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合
- ② 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- ③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>6</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。以下同じとします。

## (2) 必要情報の提供要請

当社取締役会は、当社が大規模買付者から意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は別紙4のとおりです。その具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、本プランに定められた手続の迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対する情報提供の期限（最初に必要情報リストを交付した日から起算して60日間を上限とします。以下「情報提供期間」といいます。）を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、情報提供期間を延長することができるものとします。

上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、情報提供期間内で、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の判断を最大限尊重します。）ことがあります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為等の提案がなされた事実等について、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

## (3) 取締役会評価検討期間

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、必要情報の提供を完了した日又は情報提供期間満了日のうちいち早く早い日の翌日後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価検討期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価検討期間は、評価・検討が困難であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、合理的な範囲で延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的な延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。

取締役会評価検討期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為等は、取締役会評価検討期間の経過後（但し、株主意思確認総会を開催する場合、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には株主意思確認総会の終結後とし、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には株主意思確認総会の終結後速やかに開催される当社取締役会終結後）にのみ開始することができるものとします。

#### (4) 大規模買付行為等が実施された場合の対応

##### ① 大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する場合

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員会の意見を最大限尊重し、大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為等に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為等に対する対抗措置はとりません。その上で、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する場合であっても、当社取締役会として、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断した場合には、独立委員会の意見を最大限尊重し、取締役会評価検討期間内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主総会を開催します。

なお、以下の(i)から(vii)のいずれかに該当すると合理的な根拠をもって判断できる場合には、当社取締役会は、原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断するものとします。もっとも、かかる判断は、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠をもって判断できる場合に限って行うものであり、以下の(i)から(vii)のいずれかに形式的に該当することのみをもって行うものではありません。

- (i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (ii) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付けを行っている場合
- (iii) 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付けを行っている場合
- (iv) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式の買付けを行っている場合

- (v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者による支配権獲得により、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係が悪化すること等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (vii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項、独立委員会の勧告又は意見等を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない限り、その終結後、速やかに、当社取締役会において対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

## ② 大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為等に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、独立委員会の勧告を受けた上で決定することとしますが、独立委員会の勧告に基づいて、上記①に準じて株主意思確認総会を開催し、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形での意見表明を求めることがあります。

なお、本プランに定めた手続を遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことをもって本プランに定めた手続を遵守しないと認定することはしないものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守したか否かの判断、及び大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、独立委員会の意見又は勧告を最大限尊重するものとします。

## 5 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記4の手続に従い、対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する会社法上の機関としての決定を行います。

この場合、当社取締役会は具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行いますが、その概要は原則として別紙5に記載のとおりです。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

## 6 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本プラン継続時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの継続時には、新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的・具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）を講じる場合であっても、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（別紙5「新株予約権無償割当ての概要」5.に定める非適格者を除きます。次号(3)においても同じです。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」5.に定める非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

なお、当社は、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された後（新株予約権の無償割当ての効力発生後を含みます。）においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができます。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。これらの手続きの詳細につきましては、実際にこれらの手続きが必要となった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

## 7 本プランの合理性を高める仕組み

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、高い合理性を有していると考えております。

### (1) 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1「本プランの目的及び概要」に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。したがって、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

上記4(4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行って必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮詢し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

#### (5) デッドハンド型及びスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することができる。したがいまして、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年です。監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）ではございません。なお、当社では、監査等委員である取締役以外の取締役の解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

### 8 本プランの廃止の手続及び有効期間

本プランの有効期限は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会（2029年1月開催予定の当社の定時株主総会のことをいい、以下「当該定時株主総会」といいます。）の終結の時までとし、当該定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を得られなかつた場合には、当該定時株主総会の終結の時をもって本プランは廃止されるものといたします。

加えて、本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものといたします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から隨時見直しを行い、独立委員会の賛同を得た上で、取締役会決議により、本プランの変更を行うことがあります。当社取締役会において、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

以上

## 当社の大株主の状況

2025年10月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

| 株主名                      | 当社への出資状況 |         |
|--------------------------|----------|---------|
|                          | 持株数（千株）  | 持株比率（%） |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）  | 2,525    | 8.43    |
| UH Partners 2 投資事業有限責任組合 | 2,037    | 6.80    |
| 光通信KK投資事業有限責任組合          | 1,925    | 6.43    |
| 巴工業取引先持株会                | 946      | 3.16    |
| 山口 溫子                    | 942      | 3.14    |
| 野田 真利子                   | 891      | 2.97    |
| 巴工業従業員持株会                | 695      | 2.32    |
| エスアイエル投資事業有限責任組合         | 668      | 2.23    |
| 株式会社みずほ銀行                | 500      | 1.67    |
| 土肥 幸子                    | 491      | 1.64    |

※ 当社は自己株式14,934株を保有しており、上記持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 独立委員会規定の概要

- 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- 独立委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等）の助言を得ることができるものとする。
- 独立委員会の決議は、全会一致をもってこれを行う。

以上

## 独立委員会の委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員候補者及びその略歴は、以下のとおりであります。

【氏名】八尋 研治（やひろ けんじ）／社外取締役（独立役員）

【略歴】1959年11月24日生

1983年4月 安田生命保険相互会社入社

2014年4月 明治安田生命保険相互会社 契約サービス部長

2017年4月 明治安田損害保険株式会社 取締役アンダーライティング部長

2018年4月 同社 執行役員アンダーライティング部長

2020年4月 明治安田オフィスパートナーズ株式会社 ビジネスサポート部部次長

2021年1月 当社取締役(監査等委員)(現任)

【氏名】杉原 麗（すぎはら れい）／社外取締役（独立役員）

【略歴】1958年10月25日生

1986年4月 東京地方裁判所判事補任官

1995年4月 東京弁護士会弁護士登録

1996年1月 古賀法律事務所入所

2006年6月 霞総合法律事務所に名称変更 同パートナー弁護士

2015年3月 立川ブラインド工業株式会社社外監査役

2020年6月 ウシオ電機株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

2023年1月 当社取締役(監査等委員)(現任)

2025年11月 末石・古久保法律事務所弁護士(現在に至る)

【氏名】越智 多佳子（おち たかこ）／社外取締役（独立役員）

【略歴】1969年7月13日生

1992年10月 英和監査法人(現有限責任あづさ監査法人)入社

1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社

1997年4月 中央クーパース・アンド・ライブランド・アドバイザーズ株式会社入社

2001年4月 まぐクリック株式会社入社

2002年4月 越智公認会計士事務所設立(現在に至る)

2012年10月 越智多佳子税理士事務所設立(現在に至る)

2018年12月 有限責任大有監査法人入社

2023年6月 Jトラストグローバル証券株式会社社外監査役(現任)

2024年2月 株式会社キユーソー流通システム社外監査役(現任)

2025年1月 当社取締役(監査等委員)(現任)

(注) 上記独立委員会の各委員候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じとします。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の詳細（沿革、具体的な名称、資本構成、出資割合、事業内容、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
2. 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的な内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
3. 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
4. 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
5. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法並びに、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的な内容を含みます。）
6. 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無及び意思連絡がある場合はその具体的な内容及び当該第三者の概要
7. 大規模買付者及びそのグループによる、当社の株券等の保有状況、当社の株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並

びに当社の株券等の貸株、借株及び空売り等の状況

8. 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
9. 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となるいる株券等の数量等の当該合意の具体的な内容
10. 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
11. 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の待遇等の方針
12. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的な方策
13. 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
14. 大規模買付行為等の後における当社グループの経営に関する必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
15. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

## 2. 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。

## 3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

## 4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。

## 5. 本新株予約権の行使の条件

## (a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

(i) 大規模買付者

(ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）

(iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）

(iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的一致性その他の諸事情が勘案されます。

## (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記5(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記5(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

## (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に

関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

- (d) 上記5(c)の条件の充足の確認は、上記5(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

## 6. 取得条項

(a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記5(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記5(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記6(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができます。

(b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件その他取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

### （行使条件）

非適格者は、次に定める場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権行使することができません。

(x) 大規模買付者が株主意思確認総会決議後に大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合であって、かつ、

(y) 当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合（但し、本(y)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する数の株式を目的とする第2新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内でのみ行使することができます。

(c) 当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

7. 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

8. 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

9. 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

10. 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

11. 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

12. 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除く。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

13. 本新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除く。）と同数とします。

14. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

以 上

以 上

(ご参考)

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会構成およびスキルマトリックス

|       | 企業経営 | 営業・マーケティング |    | 海外ビジネス | 生産・技術<br>・開発 | 財務・会計 | 人事・労務 | 法務・リスク<br>マネジメント | 社外・<br>独立性 |
|-------|------|------------|----|--------|--------------|-------|-------|------------------|------------|
|       |      | メーカー       | 商社 |        |              |       |       |                  |            |
| 玉井章友  | ●    | ●          | ●  | ●      | ●            |       |       |                  |            |
| 篠田彰鎮  | ●    | ●          | ●  | ●      | ●            |       |       |                  |            |
| 藤井 修  | ●    |            |    |        |              |       | ●     | ●                |            |
| 橋田一幸  | ●    |            |    |        |              | ●     |       |                  |            |
| 藤井 栄  | ●    |            | ●  | ●      |              |       |       |                  |            |
| 矢倉敏明  | ●    |            |    | ●      |              | ●     |       |                  |            |
| 八尋研治  | ●    |            |    |        |              |       |       | ●                | ●          |
| 杉原 麗  |      |            |    |        |              |       |       | ●                | ●          |
| 越智多佳子 |      |            |    |        |              | ●     |       |                  | ●          |

(注) 1. 各取締役が専門性を発揮できる分野を記載しており、有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

2. 矢倉敏明、八尋研治、杉原 麗および越智多佳子の各氏は、監査等委員である取締役です。

## **当社の社外取締役選任基準**

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の基準を満たす者とする。

1. 取締役会において、審議または決議される経営全般、財務・法務、コーポレート・ガバナンス等に関する事項を直接監督できること。
2. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する知見、専門性、経験を有し、経営戦略、中期経営計画の策定等の会社経営上の事案に関して、有用な意見の表明、助言が行えること。

## **当社の社外取締役独立性基準**

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の1.～5.に該当しない者とする。なお、2.～5.の対象期間は現在および過去10年とする。

### 1. 当社グループ関係者

当社、当社の子会社および関連会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者等」という。）

### 2. 株主およびその関係者

- (1) 当社の議決権を10%以上保有する株主またはその業務執行者等
- (2) 当社グループが議決権を10%以上保有する会社の業務執行者等

### 3. 取引先関係者

- (1) 当社グループとの間で双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の業務執行者等
- (2) 当社グループが連結総資産の2%以上に相当する金額を借り入れている金融機関の業務執行者等

### 4. 弁護士、公認会計士、税理士等

- (1) 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者

### 5. その他

- (1) 上記1.～4.に該当する者の配偶者および2親等以内の親族
- (2) 当社グループとの間で、取締役が相互に就任している会社の業務執行者等
- (3) 当社グループとの間で、株式を相互に保有している会社の業務執行者等

# 事業報告

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、期初からプラス成長で推移しましたが、足元では住宅投資および輸出の減少を主因にマイナス成長に転じました。一方、海外においては米国経済が堅調を持続し、欧州経済は低成長ながら底堅く推移したものの、中国経済は減速傾向が続いております。

こうした情勢の下、機械製造販売事業では、海外向け機械および部品・修理の販売が伸び悩みましたが、国内官需および民需向けの販売が好調な受注に支えられ全般的に好調だったことから、当連結会計年度の売上高は前年度比17.2%増加し15,238百万円となりました。利益面につきましては、販売が伸長したことから、営業利益は前年度比55.4%増加し1,844百万円となりました。

化学工業製品販売事業では、機能材料関連の半導体製造用途向け材料、電子材料関連の半導体組立用途向け材料の販売が伸び悩んだことに加えて、合成樹脂関連の販売が解散を決議した中国子会社の操業停止の影響もあり減少しました。一方、鉱産関連の樹脂向け添加剤が大きく伸びた他、化成品関連のコーティング用途向け材料等を中心に販売が伸長したことから、当連結会計年度の売上高は前年度比12.8%増加し44,127百万円となりました。利益面につきましては、販売が伸長したものの、人件費増を主因とする販管費の増加により営業利益は前年度比0.2%減少し3,508百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は機械製造販売事業、化学工業製品販売事業の販売実績がいずれも伸長したことから前年度比13.9%増の59,365百万円となり、過去最高の売上高となりました。利益面につきましては、機械製造販売事業が増益となったことを背景に営業利益が前年度比13.8%増の5,352百万円、経常利益が前年度比13.1%増の5,401百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益について、前年度比6.5%増の3,851百万円となりました。

両事業の区別別にみた売上高の状況は、次のとおりです。

[機械製造販売事業]

機械 海外向け販売が伸び悩んだものの、国内向けが伸長したため、売上高は前年度比32.8%増の3,881百万円となりました。

装置・工事 国内および海外向け販売がいずれも伸長したため、売上高は前年度比57.6%増の2,485百万円となりました。

部品・修理他 海外向け販売が伸び悩んだものの、国内向けが伸長したため、売上高は前年度比4.3%増の8,871百万円となりました。

[化学工業製品販売事業]

合成樹脂関連 解散を決議した中国子会社の操業停止の影響もあり販売が減少したため、売上高は前年度比20.0%減の3,619百万円となりました。

工業材料関連 建材・耐火物用途向けを主とした材料の販売が伸び悩んだことから、売上高は前年度比1.3%減の6,510百万円となりました。

鉱産関連 樹脂向け添加剤の販売が大きく伸長したことから、売上高は前年度比119.9%増の13,915百万円となりました。

化成品関連 コーティング用途向けを主とした材料の販売が伸長したことから、売上高は前年度比8.8%増の10,483百万円となりました。

機能材料関連 EV市況の低迷を主因に半導体製造用途向け材料の販売が減少したことから、売上高は前年度比27.4%減の5,227百万円となりました。

電子材料関連 半導体組立用途向け材料の販売が減少したことから、売上高は前年度比6.7%減の4,368百万円となりました。

その他の 前年度においてワイン事業を売却したため、売上高は前年度比98.2%減の2百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は2,510百万円で、その主な内容は、新工場建設に伴う工場用地取得2,083百万円、サガミ工場での機械等の取得93百万円です。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円の貸出コミットメントライセン契約を締結しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区分                   | 第93期<br>(2022年10月期) | 第94期<br>(2023年10月期) | 第95期<br>(2024年10月期) | 第96期<br>(2025年10月期) |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売上高（百万円）             | 45,588              | 49,628              | 52,119              | 59,365              |
| 経常利益（百万円）            | 3,421               | 4,115               | 4,775               | 5,401               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 2,659               | 2,733               | 3,616               | 3,851               |
| 1株当たり当期純利益           | 88円84銭              | 91円32銭              | 120円80銭             | 128円66銭             |
| 総資産（百万円）             | 45,742              | 49,007              | 53,189              | 56,385              |
| 純資産（百万円）             | 34,387              | 36,832              | 39,351              | 42,737              |
| 1株当たり純資産             | 1,148円76銭           | 1,230円44銭           | 1,314円57銭           | 1,427円68銭           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

2. 当社は、2025年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第93期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算出しております。

## (5) 対処すべき課題

2026年10月期におけるわが国経済は、個人消費や設備投資の伸びが見込まれるもの、米国の関税政策、長期化するロシア・ウクライナ紛争ならびに中東地域の紛争によるエネルギーコストおよび原材料コストの高騰、急激な為替変動、日中関係の悪化等の影響から回復ペースは緩やかなものにとどまることが見込まれます。一方、海外では米国経済および欧州経済が底堅く推移するものの、中国経済は今後も減速傾向が続くと見込まれています。

こうした中、当社グループは、未来にわたって持続的な成長を図るために、新たな中期経営計画(2026年10月期～2028年10月期)「Create The New Future～新たな未来の創造～」を策定しました。変革と成長を続けながら経営資源を有効活用し、付加価値の高い革新的な製商品・サービスを提供することで更なる収益を生み出していくこと、ならびに、SDGsや気候変動等をはじめとする様々な社会的課題の解決に真摯に取り組むこと、この2点を基本方針として、新たな未来を創造してまいります。また、資本コストや株価を意識した経営を引き続き実践するとともに、IR活動を一段と強化し、更なる企業価値向上の実現に努めてまいります。

機械製造販売事業では、三つの柱を軸に事業を展開してまいります。第一の柱として、海外市場において中核となる遠心分離機の販売を促進し、海外ビジネスを拡大します。今後成長が見込まれるインドでは、現地法人化した拠点を活かし、当社が強みを持つ化学工業市場を重点的に開拓します。また、米国法人を中心に米州市場への深耕を加速するほか、東南アジアではタイ、インドネシア、ベトナムの各拠点を結ぶ販売ネットワークを構築し、未開拓分野への進出を目指します。第二の柱では、未利用熱の有効活用を切り口として、焼却炉などの産業排熱向けを中心にバイナリー発電装置を拡販します。更に第三の柱として、機械商社に求められる機能を高め、環境負荷低減に繋がる製商品の拡充に注力します。生産部門では、需要拡大に対応すべく、サガミ工場の一部と遠心分離機の板金溶接加工を担う当社の100%子会社である巴マシナリー株式会社を移転するための新工場を建設し、生産能力増強と新たな研究・開発、生産体制の構築を図ります。

化学工業製品販売事業では、専門商社としての強みや特色を活かした営業活動を展開し、利益の最大化を実現するため売上総利益1億円以上の商品の拡充に努め、業績安定化と更なる成長を目指します。また、海外ビジネスの拡大を重要課題と認識し、タイ、ベトナム、マレーシア各拠点の連携を強化することで、東南アジアでの事業拡充を図ります。欧州では、チェコを拠点としてパワー半導体向け商材を中心に拡販します。インドでは、耐火物向け商材に加え高付加価値商品に関する市場調査を進めます。新商品の開発をこれまで以上に推進することで、新たな事業領域の拡大と収益基盤の多様化を図ってまいります。更に、ポートフォリオ分析に基づき、高収益事業に対しては優先的に経営資源を投下し成長を促進する一方で、課題事業については適切な対応策を適宜検討してまいります。

これらを着実に実行するために、人的資本経営をこれまで以上に意識し、当社のグローバル化とこれを担う人材教育などの施策を推し進め、両事業の持続的成長と収益力向上を図っていく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金                 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容             |
|------------------------------------|-----------------------|---------|---------------------|
| 巴 マ シ ナ リ 一 株 式 会 社                | 56,000<br>千円          | 100.0 % | 板金加工、機械加工           |
| 巴 機 械 サ ー ビ ス 株 式 会 社              | 25,000<br>千円<br>千HK\$ | 100.0   | 分離機器のアフターサービス・部品販売  |
| 巴 工 業 (香 港) 有 限 公 司                | 10,000<br>千RMB        | 100.0   | 化学工業製品の仕入・販売        |
| 巴 惠 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司              | 5,000<br>千US\$        | ※ 100.0 | 化学工業製品の仕入・販売        |
| 巴 栄 機 械 設 備 (太 倉) 有 限 公 司          | 5,000<br>千US\$        | 100.0   | 分離機器の製造・販売・アフターサービス |
| Tomoe Engineering USA, Inc.        | 0.6<br>千THB           | 100.0   | 分離機器、部品の販売・アフターサービス |
| TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd. | 16,000<br>千VND        | 100.0   | 化学工業製品の仕入・販売        |
| TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD.     | 13,746,000<br>千MYR    | 100.0   | 化学工業製品の仕入・販売        |
| TOMOE TRADING (MALAYSIA) SDN.BHD.  | 4,400<br>千CZK         | 100.0   | 化学工業製品の仕入・販売        |
| TOMOE Advanced Materials s.r.o.    | 12,000                | 100.0   | 化学工業製品の仕入・販売        |

(注) 1. ※印は、間接の出資比率です。

2. 巴恵貿易（深圳）有限公司および巴栄機械設備（太倉）有限公司につきましては、決算日が12月31日ですので、2025年9月30日現在で実施した仮決算の数値に基づいております。
3. 2024年8月1日開催の取締役会において、星際化工有限公司および星際塑料（深圳）有限公司を解散し清算することを決議しましたため、重要な子会社から除外しております。

(7) 主要な事業内容

機 械 製 造 販 売 事 業：遠心分離機はじめ各種分離機および応用装置・関連機器の製造・販売ならびに一般機器・装置類の販売

化 学 工 業 製 品 販 売 事 業：合成樹脂、化学工業薬品、無機材料、電子材料ならびにこれらの関連製品・加工品の輸出入および販売

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

本 社：東京都品川区北品川五丁目5番15号

支店・営業所：大 阪 支 店 (大 阪 市 北 区)

札 幌 営 業 所 (札 幌 市 中 央 区)

仙 台 営 業 所 (仙 台 市 青 葉 区)

工 場：サ ガ ミ 工 場 (神 奈 川 県 大 和 市)

福 岡 営 業 所 (福 岡 市 中 央 区)

名 古 屋 営 業 所 (名 古 屋 市 中 村 区)

ソ ウ ル 支 店 (韓 国)

湘 南 工 場 (神 奈 川 県 平 塚 市)

② 子会社の主要な事業所

巴 マ シ ナ リ 一 株 式 会 社 (神 奈 川 県 綾 濑 市)

巴 機 械 サ ー ビ ス 株 式 会 社 (神 奈 川 県 平 塚 市)

巴 工 業 (香 港) 有 限 公 司 (香 港)

巴 惠 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司 (中 国)

巴 栄 機 械 設 備 (太 倉) 有 限 公 司 (中 国)

Tomoe Engineering USA, Inc. (米 国)

TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd. (タ イ)

TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD. (ベ ト ナ ム)

TOMOE TRADING (MALAYSIA) SDN.BHD. (マ レ ー シ ア)

TOMOE Advanced Materials s.r.o. (チ エ ク)

(9) 従業員の状況

| 事 業 区 分             | 従 業 員 数 | 前 年 度 末 比 増・減 (△) |
|---------------------|---------|-------------------|
| 機 械 製 造 販 売 事 業     | 439     | 名 8               |
| 化 学 工 業 製 品 販 売 事 業 | 199     | △70               |
| 全 社 (共 通)           | 86      | 0                 |
| 合 計                 | 724     | △62               |

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 29,949,600株  
 (2) 株主の総数 16,426名 (前期末比5,600名増)  
 (3) 大株主 (上位10名)

| 株主名                              | 持株数   | 持株比率 |
|----------------------------------|-------|------|
|                                  | 千株    | %    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)         | 2,525 | 8.43 |
| U H P a r t n e r s 2 投資事業有限責任組合 | 2,037 | 6.80 |
| 光 通 信 KK 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合     | 1,925 | 6.43 |
| 巴 工 業 取 引 先 持 株 会                | 946   | 3.16 |
| 山 口 温 子                          | 942   | 3.14 |
| 野 田 真 利 子                        | 891   | 2.97 |
| 巴 工 業 従 業 員 持 株 会                | 695   | 2.32 |
| エ ス ア イ エ ル 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合  | 668   | 2.23 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                | 500   | 1.67 |
| 土 肥 幸 子                          | 491   | 1.64 |

- (注) 1. 当社は自己株式14,934株を保有しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2025年3月24日開催の取締役会において、2025年5月1日を効力発生日とする普通株式1株につき3株の割合での株式分割と、定款の一部変更について決議いたしました。これにより発行可能株式総数は73,650,000株となり、発行済株式総数は31,599,600株となりました。
- ② 当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しについて決議し、次項の内容にて実施いたしました。

(イ) 引受人の買取引受による売出しの概要

|            |                                                                                                    |            |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 売出株式の種類及び数 | 普通株式                                                                                               | 1,788,500株 |
| 売出人及び売出株式数 | 株式会社三井住友銀行                                                                                         | 540,000株   |
|            | 株式会社みずほ銀行                                                                                          | 410,000株   |
|            | 株式会社三菱UFJ銀行                                                                                        | 368,500株   |
|            | 野田 真利子                                                                                             | 300,000株   |
|            | 月島ホールディングス株式会社                                                                                     | 170,000株   |
| 売出方法       | みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。 |            |
| 売出価格       | 1株につき 1,603円                                                                                       |            |
| 受渡期日       | 2025年10月14日                                                                                        |            |

(ロ) オーバーアロットメントによる売出しの概要

|            |                                                                              |          |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 売出株式の種類及び数 | 普通株式                                                                         | 268,200株 |
| 売出方法       | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から268,200株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しを行う。 |          |
| 売出価格       | 1株につき 1,603円                                                                 |          |
| 受渡期日       | 2025年10月14日                                                                  |          |

- ③ 当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、当社普通株式の消却について決議し、2025年10月31日付で1,650,000株を消却いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等 (2025年10月31日時点)

| 地 位              | 氏 名    | 担当および重要な兼職の状況                                  |
|------------------|--------|------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 玉井 章友  |                                                |
| 取締役常務執行役員        | 篠田 彰鎮  | 機械本部長<br>Tomoe Engineering USA, Inc. President |
| 取締役常務執行役員        | 東 徹行   | 化学品本部長                                         |
| 取締役執行役員          | 藤井 修   | 総務部および業務部担当                                    |
| 取締役執行役員          | 橘田 一幸  | 経理部および経営企画部担当                                  |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 矢倉 敏明  |                                                |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 八尋 研治  |                                                |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 杉原 麗   | ウシオ電機株式会社社外取締役 (監査等委員)                         |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 越智 多佳子 | Jトラストグローバル証券株式会社社外監査役<br>株式会社キューソー流通システム社外監査役  |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

2025年1月30日付

退任 取締役 (監査等委員) 蓮沼 辰夫 就任 取締役 (監査等委員) 越智多佳子

2. 当事業年度後の取締役の担当および重要な兼職の状況の変更

2025年11月1日付 新

取締役常務執行役員 篠田 彰鎮 機械本部長  
機械本部長  
Tomoe Engineering USA, Inc. President

- 監査等委員である取締役八尋研治、杉原 麗および越智多佳子の各氏は、社外取締役です。
- 監査等委員会は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、内部監査部門、会計監査人等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、矢倉敏明および八尋研治の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 監査等委員である取締役矢倉敏明氏は、当社において業務執行取締役として経理部および経営企画室担当取締役を経験しております、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
- 監査等委員である取締役八尋研治氏は、会社経営に携わった経験があり、職務執行に必要な財務、法務およびリスクマネジメントに関する知見を有しております。
- 監査等委員である取締役杉原 麗氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な法務およびリスクマネジメントに関する知見を有しております。
- 監査等委員である取締役越智多佳子氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士として会計監査に精通し、職務執行に必要な財務および会計に関する知見を有しております。
- 監査等委員である取締役八尋研治、杉原 麗および越智多佳子の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより、当社に賠償責任を負う場合は会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等における業務執行者、社外役員等の重要な兼職の状況

- ・社外取締役杉原 麗氏は、ウシオ電機株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼任しており、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役越智多佳子氏は、Jトラストグローバル証券株式会社の社外監査役および株式会社キユース一流通システムの社外監査役を兼任しており、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名    | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 八尋研治  | 当事業年度開催の取締役会24回および監査等委員会22回すべてに出席し、会社経営に携わった経験に基づき、適宜意見を述べております。上記のほか、取締役会の諮問に応じて当社取締役の指名、報酬に関する事項等について審議する指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された同委員会のすべて（6回）に出席し、公正かつ円滑な委員会運営ならびに独立した客観的立場から取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性および客観性の確保に努めております。      |
|                | 杉原 麗  | 当事業年度開催の取締役会24回および監査等委員会22回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地に基づく意見に加え、ダイバーシティ推進に必要な助言を適宜述べております。また、上記のほか、取締役会の諮問に応じて当社取締役の指名、報酬に関する事項等について審議する指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会のすべて（6回）に出席し、独立した客観的立場から取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性および客観性の確保に努めております。 |
|                | 越智多佳子 | 2025年1月30日の就任後に開催の取締役会18回および監査等委員会17回に出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地に基づく意見に加え、ダイバーシティ推進に必要な助言を適宜述べております。                                                                                                                               |

#### 4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

##### (1) 被保険者の範囲

当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、管理職・監督者の地位にある従業員、退任した取締役（監査等委員である取締役を含む。）および監査役

##### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填の対象外とする等の免責事由があります。保険料は、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。

#### 5. 取締役の報酬等

##### (1) 取締役（監査等委員である者を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬および業績連動報酬である賞与で構成し、毎事業年度の業績ならびに取締役の担当事業部門の評価および個別評価に基づき適切に支給額を決定することを基本方針としております。

なお、当該基本方針は、2021年2月19日開催の取締役会決議により決定され、2021年11月19日および2022年12月14日開催の取締役会決議により改定されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該基本方針の内容、決定方針は次のとおりです。

- ・基本報酬（固定報酬）は月額報酬とし、定時株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役職、常勤・非常勤の別および上場会社全般の報酬水準等を勘案します。
- ・賞与（業績連動報酬）は、継続的な連結経常利益の改善を図るため、取締役会が毎期の連結経常利益に基づき算出した係数を用いて支給総額を決定し、当該期に係る定時株主総会の承認を得て毎年一定の時期に支給します。

なお、当期において係数の算出に用いた連結経常利益の実績は5,401百万円です。

- ・基本報酬（金銭報酬）の額および賞与（業績連動報酬）の支給割合については、業績連動報酬を基本報酬と別枠で株主総会の承認を受け、役員賞与として支給するため、固定的な割合は定めておりません。報酬総額に対する業績連動報酬の割合は、業績連動報酬の算出基礎となる連結経常利益の増減、取締役の担当事業部門の評価および個別評価により適切に変動するように設計されております。

なお、取締役は基本報酬の一部を当社役員持株会に拠出して自社株式を取得することについて協定を結び、取得した自社株式を在任中保有することによって取締役の報酬等と中長期的な企業価値との連動性

を高めることとしています。

- ・基本報酬（固定報酬）の個別配分額は、役職、常勤・非常勤の別および上場会社全般の報酬水準等を勘案して取締役会決議により決定し、賞与（業績連動報酬）の個別配分額は、代表取締役社長が担当事業部門別の評価および取締役の個別評価を行い、取締役会決議により決定します。  
なお、取締役の報酬等の額を決定するに当たっては、監査等委員会の意見を確認します。
- ・取締役会が取締役の報酬等を決定するに当たっては、事前に指名・報酬諮問委員会の審議を経ることとし、同委員会は取締役の月額報酬および賞与配分に関する答申を行います。取締役会は、同委員会の答申を尊重することにより、報酬等の決定プロセスの公正性および客観性の向上を図っております。

## (2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

基本報酬（固定報酬）は、2023年1月27日開催の第93回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）の月額報酬1,600万円以内（決議時点の支給対象人数5名）、および監査等委員である取締役の月額報酬700万円以内（決議時点の支給対象人数4名）とすることを決議しております。

## (3) 取締役の報酬等の総額

| 役員区分                    | 報酬等の総額                  | 報酬等の種類別の総額              |                  | 対象となる役員の員数  |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|-------------|
|                         |                         | 基本報酬                    | 業績連動報酬等          |             |
| 取締役（監査等委員を除く。）          | 299,767千円               | 156,272千円               | 143,495千円        | 5名          |
| 取締役（監査等委員）<br>(うち社外取締役) | 78,626千円<br>(45,662千円)  | 78,626千円<br>(45,662千円)  | —<br>(—)         | 5名<br>(4名)  |
| 合計                      | 378,393千円<br>(45,662千円) | 234,898千円<br>(45,662千円) | 143,495千円<br>(—) | 10名<br>(4名) |

(注) 報酬には、次の金額が含まれております。

第96回定時株主総会（本総会）において決議予定の役員賞与  
取締役（監査等委員を除く。） 5名 143,495千円

## 6. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40,620千円

#### ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

43,620千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について、取締役等から説明を受け、当該内容の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切と判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行について著しい支障があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任した理由を報告いたします。

## 7. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めております。

- ① 当社および子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員（以下、「執行役員」という。）および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 当社グループ全体の企業行動規範を定め、法令等の遵守を宣言し、コンプライアンス研修を通じて役職員に遵法意識の浸透を図る。
  - 当社の取締役、執行役員および社外専門家等からなる企業倫理委員会を設置し、当社および子会社の部門責任者等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行い、その結果を当社の取締役会に報告する。
  - 社外の弁護士を窓口とするヘルプ・ラインを設け、当社グループすべての役職員からコンプライアンス上の問題に係る情報を広く収集する。
  - 当社の監査等委員会および当社の内部監査部門等が連携して当社および子会社の業務プロセス等を監査することにより、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ② 当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 文書管理規定を定め、当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を記録した文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を保存する。
  - 当社の取締役および執行役員は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスクマネジメント基本規定」により策定した、当社の事業活動に係るリスク管理の基本ルールに基づき、事業部門ごとに適切なリスク管理体制を整備する。
  - リスクマネジメント委員会を設置し、子会社を含む全事業部門のリスク情報を統括的に管理するとともに、リスク管理体制の安定的運用を図る。
- ④ 当社および子会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社グループ全体の中期経営計画および年度目標を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。
  - 合理的な経営方針を策定し、当社および子会社の重要事項について慎重に検討するため、当社の取締役および執行役員で構成する経営会議を組織し、審議する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- グループ会社管理規定を定め、それに基づき、子会社における所定の重要事項の決定に関して、当社への事前報告または事前承認を求める。
  - 各子会社における内部統制に係る体制については、その規模等を踏まえ必要な整備を行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役、執行役員および使用人に関する事項、当該取締役、執行役員および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役、執行役員および使用人に対する指示の実効性に関する事項
  - ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任する。
  - ・ 監査等委員会の職務の補助に係る業務の指揮・命令については、監査等委員会が当該使用人に直接行う。
  - ・ 当該使用人の人事異動等については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑦ 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
  - ・ 当社の取締役、執行役員および使用人は、経営会議、その他の重要な会議の審議内容、内部監査の結果、内部通報制度の運用状況ならびに財務状況について当社の監査等委員会に報告を行う。
  - ・ 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社または子会社の業務に重大な影響を及ぼす事実を発見もしくはその発生のおそれがあると判断したときは、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査等委員会に報告する。
  - ・ 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社の監査等委員会または各監査等委員からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査および必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項の報告を行う。
  - ・ 当社の社内規定により、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由に当該報告者に不利な取扱いを行うことを禁止する。また、子会社については同様の対応がなされるよう適切な指導を行う。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 監査等委員会は、内部監査部門等と日常的かつ機動的な連携を図るために必要な体制を整備する。
  - ・ 監査等委員会と当社の代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - ・ 監査等委員会は、当社の内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができる。
  - ・ 監査等委員会は、当社の会計監査人、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保する。
  - ・ 監査等委員は、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇に毅然とした態度で臨んでこれに妥協しないことを基本方針とし、これを当社グループ共通の企業行動規範に明記して役職員に周知徹底する。
  - ・ 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連携して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- ・ 金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上の方針に基づき、当期に実施した内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンスについて主体的に考え、適正に判断できる行動様式を習慣化させるべく、企業倫理委員会主導による啓発活動を展開しました。また、すべての役職員を対象としたコンプライアンス意識の浸透度調査を実施し、結果の検証およびフィードバックを行ったほか、eラーニングによるコンプライアンス研修を実施しました。これらの取り組みを通じて当社グループの行動規範の周知徹底を行い、コンプライアンスの一層の浸透を図っています。

内部通報制度については、企業倫理委員会、常勤の監査等委員および外部の弁護士事務所を通報窓口として運用しており、通報された事案に対しては行動規範および社内規定に定める手順に基づき、厳格な管理と適切な対応を行っています。また、取締役会は、企業倫理委員会から制度の運用状況に関する報告を受け、これを適切に監督しています。

② リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用されており、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性がある各種リスクの情報収集、分析、評価等を継続して行い、統括的に管理しています。

情報セキュリティ強化については、クラウド型のアンチウイルスソフトを導入し、日々進化するサイバー攻撃への対策を講じるとともに、事業継続力の強化のため主要な業務システムをクラウド環境に移行し可用性を高めています。更に、外部情報機器の社内ネットワークへの接続制御に加え、役職員に貸与しているノートPC等のモバイル機器について、外部記録媒体の接続制御ならびに遠隔操作でデータ消去（初期化）できる体制を整備するなど、情報漏洩リスクの極小化に努めています。また、経営企画部担当取締役を委員長とする情報セキュリティ委員会が、全社的見地から情報セキュリティの確保に取り組んでいます。

なお、当期においては、首都直下地震や南海トラフ巨大地震、富士山噴火、気候変動による大規模水害などが発生する可能性が指摘されている状況を踏まえ、これらの災害による長期間の事業中断・停滞を防止するため、社内外の最新動向を反映した事業継続計画（BCP）の改訂も行いました。

③ 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

取締役会は当期において24回開催され、取締役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っています。また、社外取締役は独立かつ客観的・専門的立場から意見を表明するとともに、監査等委員として監査等委員会を組織し、取締役の業務執行に関する監査・監督およびこれらに基づく提言等を積極的に行ってています。取締役会の審議に必要な資料は事前配付され、出席者が十分な準備を行えるように配慮しています。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査等委員会は、社外取締役3名および当社の業務に精通した当社出身の非業務執行取締役1名により構成されています。監査等委員会は当期において22回開催され、取締役の職務執行に関する監査・監督および内部統制システムに関する監査等について協議・決議を行っています。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、会計監査人および内部監査部門等と連携するとともに、常勤の監査等委員を選定して監査・監督に係る環境の整備および社内情報の収集を積極的に行い、監査・監督機能の実効性確保に努めています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や事業を十分に理解する者、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を維持する者、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上する者であるべきと考えます。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えますが、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付行為や買付提案をする者に対しては、会社法等関係法令及び当社定款によって許される範囲で、適切な措置を講じることとします。

② 取組みの具体的な内容の概要

(イ) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i)当社の経営理念と経営方針

当社は創造と創業の精神を以って会社を成長、発展させ、会社に関連する人々の豊かな未来づくりに寄与するとともに、お客様への高い技術と優れた製商品の提供を通じて社会に貢献すること、及び従業員に生きがいを見出す場を提供することを経営理念とし、主に固液の遠心分離技術による機械の製造販売と特色ある化学工業原材料の輸入販売を行ってまいります。

(ii)経営方針を具現化するための中期経営計画

2022年12月14日に公表した中期経営計画(2023年10月期～2025年10月期)「For Sustainable

Future～持続可能な未来のために～」及び2023年12月14日に公表したその見直し(「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応並びに中期経営計画修正について」)において、基本方針と業績計画を定めております。なお、中期経営計画の最終年度(2025年10月期)の業績目標につきましては、2024年12月11日(同日付「2024年10月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載)ならびに2025年6月6日(同日付「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載)に上方修正する旨を公表いたしました。これらの詳細につきましては、当社ウェブサイトの「IRニュース」に該当文書を掲載しておりますのでご参照ください。

(iii)コーポレート・ガバナンスに関する取組み

a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させ、株主をはじめとする当社のステークホルダーの期待に応えるためには、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが経営上重要な課題であると認識しており、その基本は「迅速で効率的かつ積極的な事業経営」及び「経営の健全性と透明性の確保」であると考えています。当社は、自らの社会的責任を認識し、企業理念、経営指針及び行動規範に則り、当社グループ各社と一体となってこれらの実践に取り組んでまいります。

b. 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、複数の独立社外取締役を含めて構成される監査等委員会が独立的かつ客観的立場で監査・監督を行うことに加えて、任意で設置している指名・報酬諮問委員会等をはじめとする各委員会との連携によりコーポレート・ガバナンスの実効性を確保しており、現状において最も有効であると判断しています。

(口) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年12月20日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大規模買付行為等への対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入することを決議した上で、2023年1月27日開催の当社第93回定時株主総会にて、本プランの継続について株主の皆様のご承認をいただき、その有効期限は2026年開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとなります。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為等(後記の「当社株式等の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」の導入に関するお知らせ)で定義しております。以下同じです。)に関するルールとして設定されたものであり、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者(後記の「当社株式等の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」の導入に関するお知らせ)で定義しております。以下同じです。)に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することを目的として、基本方針に沿って導入されたもので

す。2022年12月20日付ニュースリリース「当社株式等の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」(<https://www.tomo-e.co.jp/ir/baisyu.pdf>)にその全文と詳細を記載しておりますのでご参照ください。

③ 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②(イ)記載の取組みは、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的な方策であるため、上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記②(ロ)記載の取組みは、以下のとおり上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(イ) 買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容、及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、並びに株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5 いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

(ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等の大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(ハ) 株主意思を直接的に反映すること（取締役の恣意的判断の排除）

本プランは、当社取締役会の決議により導入いたしましたものの、2023年1月27日開催の当社第93回定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様のご承認をいただいており、株主の皆様のご意思が直接的に反映されております。また、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。従って、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

(二) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいて

は株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(ホ) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年です。監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では、監査等委員である取締役以外の取締役の解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営上の重要な責務となる株主様への利益還元に関し、当事業年度末を終期とする中期経営計画期間（2023年10月期～2025年10月期）においては、「健全な財務体質の維持を図りつつ、中長期的な業績見通しや事業戦略等を総合的に勘案した上で、連結配当性向40%以上を目標として安定的な配当を実施する」方針により臨んでまいりました。

また、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

なお、2025年12月11日に公表した新たな中期経営計画(2026年10月期～2028年10月期)においては、「健全な財務体質の維持を図りつつ、中長期的な業績見通しや事業戦略等を総合的に勘案した上で、株主資本配当率（DOE）5%を下限とし連結配当性向50%以上を目標として安定的かつ継続的な配当を実施する」方針により臨んでおります。

~~~~~  
本事業報告では、金額および株式数については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流 動 資 産	41,756,441	(負債の部)	
現 金 及 び 預 金	13,367,527	流 動 負 債	12,693,373
受取手形、売掛金及び契約資産	13,547,857	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,578,093
電 子 記 録 債 権	3,999,563	電 子 記 録 債 務	1,663,819
商 品 及 び 製 品	7,013,653	未 払 金	854,114
仕 掛 品	2,161,043	未 払 法 人 税 等	1,002,492
原 材 料 及 び 貯 藏 品	1,340,683	契 約 負 債	1,028,321
そ の 他	401,714	賞 与 引 当 金	2,452,470
貸 倒 引 当 金	△75,601	役 員 賞 与 引 当 金	158,742
固 定 資 産	14,629,322	製 品 補 償 損 失 引 当 金	435,662
有 形 固 定 資 産	7,814,842	そ の 他	519,656
建 物 及 び 構 築 物	2,641,571	固 定 負 債	955,295
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	305,247	退 職 給 付 に 係 る 負 債	95,571
土 地	4,643,373	繰 延 税 金 負 債	859,724
建 設 仮 勘 定	83,809	負 債 合 計	13,648,669
そ の 他	140,839	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	75,300	株 主 資 本	39,711,301
投 資 そ の 他 の 資 産	6,739,178	資 本 金	1,061,210
投 資 有 価 証 券	2,202,432	資 本 剰 余 金	1,483,410
差 入 保 証 金	837,779	利 益 剰 余 金	37,169,973
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,613,200	自 己 株 式	△3,292
繰 延 税 金 資 産	15,483	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,025,792
そ の 他	76,933	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,033,702
貸 倒 引 当 金	△6,650	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	41,859
資 产 合 計	56,385,763	為 替 換 算 調 整 勘 定	878,351
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,071,880
		純 資 产 合 計	42,737,093
		負 債 及 び 純 資 产 合 計	56,385,763

連結損益計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目				内 訳 額	金 額		
売 上 高			販売費及び一般管理費		59,365,470		
売 上 原 価					44,377,476		
売 上 総 利 益					14,987,994		
販売費及び一般管理費					9,635,444		
営 業 利 益			営業外収益 受取利息 息 受取配当金 受取貸料 その他 営業外費用 支払利息 息 支払手数料 支払保証料 為替差損 その他		5,352,550		
受取利息 息					10,051		
受取配当金					60,944		
受取貸料					612		
その他					29,471		
営業外費用					101,079		
支払利息 息					789		
支払手数料					8,999		
支払保証料					2,550		
為替差損					35,652		
その他					3,758		
経常利益			特別利益 固定資産売却益 特別損失 固定資産除却損		5,401,879		
特別利益					78,182		
固定資産売却益					1,404		
特別損失					3,136		
固定資産除却損					3,136		
税金等調整前当期純利益			法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額		5,478,329		
法人税、住民税及び事業税					1,718,741		
法人税等調整額					△91,735		
当期純利益			親会社株主に帰属する当期純利益		3,851,323		
親会社株主に帰属する当期純利益					3,851,323		

貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流 動 資 産	36,888,797	流 動 負 債	12,328,637	
現 金 及 び 預 金	9,739,498	電 子 記 録 債 務	1,605,732	
受 取 手 形	153,461	買 掛 金	4,497,216	
電 子 記 録 債 権	3,996,510	短 期 借 入 金	154,100	
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	12,791,235	未 払 金	795,676	
商 品 及 び 製 品	6,766,443	未 払 法 人 税 等	928,274	
仕 掛 品	1,763,169	契 約 負 債	972,492	
原 材 料 及 び 貯 藏 品	1,239,496	賞 与 引 当 金	2,310,444	
短 期 貸 付 金	154,600	役 員 賞 与 引 当 金	145,632	
そ の 他	286,094	製 品 補 償 損 失 引 当 金	435,662	
貸 倒 引 当 金	△1,712	そ の 他	483,406	
固 定 資 産	14,148,025	固 定 負 債	311,031	
有 形 固 定 資 産	7,482,542	退 職 給 付 引 当 金	24,202	
建 構 築 物	2,450,506	緑 延 税 金 負 債	286,828	
機 械 及 び 装 置	16,101	負 債 合 計	12,639,668	
車両 運 搬 具	214,883	(純資産の部)		
工 具 器 具 及 び 備 品	6,418	株 主 資 本	37,321,593	
土 地	121,540	資 本 金	1,061,210	
建 設 仮 勘 定	4,589,282	資 本 剰 余 金	1,483,410	
無 形 固 定 資 産	83,809	資 本 準 備 金	1,483,410	
電 話 加 入 権	71,230	利 益 剰 余 金	34,780,265	
ソ フ ト ウ エ ア	8,165	利 益 準 備 金	230,000	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	62,554	そ の 他 利 益 剰 余 金	34,550,265	
投 資 そ の 他 の 資 産	510	配 当 引 当 積 立 金	250,000	
投 資 有 価 証 券	6,594,253	別 途 積 立 金	30,330,000	
関 係 会 社 株 式	2,172,432	緑 越 利 益 剰 余 金	3,970,265	
関 係 会 社 出 資 金	944,824	自 己 株 式	△3,292	
長 期 貸 付 金	645,776	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,075,561	
差 入 保 証 金	5,133	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,033,702	
前 払 年 金 費 用	804,607	緑 延 ヘ ッ ジ 損 益	41,859	
そ の 他	1,980,008	純 資 産 合 計	38,397,154	
貸 倒 引 当 金	48,121	負 債 及 び 純 資 産 合 計	51,036,823	
資 产 合 計	△6,650			

損益計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目		内 訳 額	金 額
売 上	高		55,527,787
売 上 原 価			42,032,596
売 上 総 利 益			13,495,190
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,727,889
営 業 利 益			4,767,301
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		11,012	
受 取 配 当 金		166,864	
受 取 賃 貸 料		52,798	
そ の 他		32,631	263,307
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		9,570	
賃 貸 原 価		30,515	
支 払 手 数 料		8,999	
為 替 差 損		20,136	
そ の 他		3,782	73,005
経 常 利 益			4,957,603
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		12,509	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,404	13,914
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		888	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損		27,033	27,922
税 引 前 当 期 純 利 益			4,943,595
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,535,769	
法 人 税 等 調 整 額		△83,697	1,452,072
当 期 純 利 益			3,491,523

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

巴工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 雄一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 裕基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、巴工業株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、巴工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月18日

巴工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 雄一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 裕基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、巴工業株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年10月31までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月22日

巴 工 業 株 式 会 社	監 査 等 委 員 会
常勤監査等委員	矢 倉 敏 明 ㊞
常勤監査等委員	八 尋 研 治 ㊞
監 査 等 委 員	杉 原 麗 ㊞
監 査 等 委 員	越 智 多佳子 ㊞

(注) 監査等委員八尋研治、杉原麗及び越智多佳子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

TEL 03-5447-7130 (代表)



最寄駅

JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン・りんかい線
「大崎駅」南改札口から 徒歩5分

UD
FONT



電子提供措置の開始日 2026年1月5日

株主各位

第96回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

【連結計算書類】
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年11月1日から2025年10月31日まで)

巴工業株式会社

連結株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,061,210	1,483,410	35,226,297	△364,148	37,406,768
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,546,627	—	△1,546,627
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	3,851,323	—	3,851,323
自己株式の取得	—	—	—	△163	△163
自己株式の消却	—	—	△361,020	361,020	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	1,943,676	360,856	2,304,532
当期末残高	1,061,210	1,483,410	37,169,973	△3,292	39,711,301

(単位:千円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	570,384	16,598	746,069	611,481	1,944,533	39,351,302
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,546,627
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	3,851,323
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△163
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	463,317	25,260	132,281	460,398	1,081,258	1,081,258
当期変動額合計	463,317	25,260	132,281	460,398	1,081,258	3,385,791
当期末残高	1,033,702	41,859	878,351	1,071,880	3,025,792	42,737,093

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

巴マシナリー(株)

巴機械サービス(株)

星際化工有限公司

星際塑料（深圳）有限公司

巴工業（香港）有限公司

巴惠貿易（深圳）有限公司

Tomoe Engineering USA, Inc.

TOMOE Trading (Thailand) Co.,Ltd.

巴栄機械設備（太倉）有限公司

TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD.

TOMOE TRADING (MALAYSIA) SDN.BHD.

TOMOE Advanced Materials s.r.o.

(2) 主要な非連結子会社

巴物流(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

巴物流(株)

持分法を適用していない理由

非連結子会社1社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

星際化工有限公司、星際塑料（深圳）有限公司、巴惠貿易（深圳）有限公司および巴栄機械設備（太倉）有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、9月30日現在で仮決算を実施しております。また、巴工業（香港）有限公司、Tomoe Engineering USA, Inc.、TOMOE Trading (Thailand) Co.,Ltd.、TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD.、TOMOE TRADING (MALAYSIA) SDN.BHD.およびTOMOE Advanced Materials s.r.o.の決算日は9月30日であり、10社についても、連結決算日との間に生じた重要な連結会社間取引につき、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他 有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品：移動平均法に基づく原価法（ただし、一部特定のものについては個別法に基づく原価法）

製 品 お よ び 仕 掛 品：主として個別法に基づく原価法

原 材 料：主として移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産：主として定率法による減価償却を実施しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法によっております。

（少額減価償却資産）

取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無 形 固 定 資 産：ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金：従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金：役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品補償損失引当金：受注製品の損失に備えるため、また、製品の引渡後に発生する補償費用の支出に備えるため、個別に発生可能性を勘案し、その補償損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループは、「機械製造販売事業」と「化学工業製品販売事業」を営んでおり、「機械製造販売事業」は主として遠心分離機等の製造・販売、「化学工業製品販売事業」は主に化学工業製品等の仕入・販売を行っています。これらの事業における主な履行義務は、商品又は製品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品又は製品を引き渡した時点で支配が顧客に移転することから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。顧客との契約における当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、代理人としての手数料相当又は対価の純額を収益として認識しております。

「機械製造販売事業」における工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しますが、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積もることが出来ない工事については、原価回収基準にて収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ会計を採用しております。

為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段およびヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権・債務の為替相場の変動

③ ヘッジ方針

為替相場の変動に伴うリスクをヘッジするものであります。原則として実需に基づくものを対象としており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性の評価方法

当社が行っているヘッジ取引は、当社のリスク管理手法に従っており、為替相場の変動によるヘッジ手段とヘッジ対象との相関関係が完全に確保されていることを確認しております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,615,242千円

連結損益計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 29,949,600株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年1月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	818,217千円
1株当たり配当額	82円00銭
基準日	2024年10月31日
効力発生日	2025年1月31日

2025年6月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	728,410千円
1株当たり配当額	73円00銭
基準日	2025年4月30日
効力発生日	2025年7月10日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年1月29日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

配 当 金 の 総 額	1,077,647千円
配 当 の 原 資	利益剰余金
1 株当たり配当額	36円00円銭
基 準 日	2025年10月31日
効 力 発 生 日	2026年1月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金については安定性の高い短期の金融資産（元本確定）で運用し、また資金調達については、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約を締結しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。またその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動や為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。またその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について取引先ごとの期日管理を行い、取引先ごとの販売限度額を設定することにより残高管理を行うとともに、取引先の信用状態を最低でも1年に1度以上見直し、販売限度額の更新を行う体制としております。

デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権・債務については、先物為替予約などによるヘッジを行い、為替リスクを最小限に止める努力をしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、営業取引および財務状況を勘案して保有状況を随時見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は短期間に決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	2,134,796	2,134,796	—
(2) デリバティブ取引（※）	60,333	60,333	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	37,635
子会社株式および関連会社株式	30,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
その他有価証券	2,134,796	—	—		2,134,796
デリバティブ取引					
為替予約	—	60,333	—		60,333

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

機械製造販売事業においては品目区分に分解し、化学工業製品販売事業においては販売分野に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
機械製造販売事業	
機械	3,881,587
装置・工事	2,485,446
部品・修理	8,871,252
計	15,238,286
化学工業製品販売事業	
合成樹脂関連	3,619,255
工業材料関連	6,510,044
鉱産関連	13,915,900
化成品関連	10,483,564
機能材料関連	5,227,053
電子材料関連	4,368,602
その他	2,762
計	44,127,184
合計	59,365,470
顧客との契約から生じる収益	59,365,470
その他の収益	—
外部顧客への売上高	59,365,470

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記 4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益および費用の計上基準」に記載の通りであります。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2024年11月1日)	当連結会計年度期末 (2025年10月31日)
顧客との契約から生じた債権	17,865,634	16,956,203
契約資産	257,396	591,216
契約負債	850,261	1,028,321

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。なお、受領する対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権(売掛金、受取手形、電子記録債権)に振替えられます。

契約負債は、主に将来の履行義務に係る対価の一部を顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、前受金の受取りにより増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、790,918千円であります。

(2) 残存履行義務に配分された取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、1,586,270千円です。当該履行義務は、工事契約等に関するものであり、履行義務の充足について概ね3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,427円68銭
2. 1株当たり当期純利益 128円66銭

(注) 当社は、2025年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」を算出しております。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	3,851,323千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	3,851,323千円
普通株式の期中平均株式数	29,934,713株

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得に係る事項を決議し、以下のとおり2025年12月10日に取得を完了いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

2025年9月26日開催の取締役会において決議した当社普通株式の売出しの実施に伴う当社株式需給への影響を緩和するとともに、株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図り、また、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とし、自己株式の取得を行ったものであります。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 543,200株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 899,946,200円 |
| (4) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |
| (5) 取得期間 | 2025年11月1日～2025年12月10日（約定ベース） |

株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金	利益剰余金			
	資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	配当引当積立金	別途積立金
当期首残高	1,061,210	1,483,410	230,000	250,000	28,830,000
当期変動額					
別途積立金の積立	—	—	—	—	1,500,000
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	1,500,000
当期末残高	1,061,210	1,483,410	230,000	250,000	30,330,000

(単位:千円)

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,886,389	33,196,389	△364,148	35,376,860
当期変動額				
別途積立金の積立	△1,500,000	—	—	—
剰余金の配当	△1,546,627	△1,546,627	—	△1,546,627
当期純利益	3,491,523	3,491,523	—	3,491,523
自己株式の取得	—	—	△163	△163
自己株式の消却	△361,020	△361,020	361,020	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	83,875	1,583,875	360,856	1,944,732
当期末残高	3,970,265	34,780,265	△3,292	37,321,593

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	570,384	16,598	586,982	35,963,843
当 期 变 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	△1,546,627
当 期 純 利 益	—	—	—	3,491,523
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△163
自 己 株 式 の 消 却	—	—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純 額)	463,317	25,260	488,578	488,578
当 期 变 動 額 合 計	463,317	25,260	488,578	2,433,310
当 期 末 残 高	1,033,702	41,859	1,075,561	38,397,154

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品：移動平均法に基づく原価法（ただし、一部特定のものについては個別法に基づく原価法）

製品および仕掛品：個別法に基づく原価法

原 材 料：移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法によっております。
(少額減価償却資産)

取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産：ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

役員賞与引当金：役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品補償損失引当金：受注製品の損失に備えるため、また、製品の引渡後に発生する補償費用の支出に備えるため、個別に発生可能性を勘案し、その補償損失見込額を計上しております。

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 重要な収益および費用の計上基準

当社は、「機械製造販売事業」と「化学工業製品販売事業」を営んでおり、「機械製造販売事業」は主として遠心分離機等の製造・販売、「化学工業製品販売事業」は主に化学工業製品等の仕入・販売を行っています。これらの事業における主な履行義務は、商品又は製品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品又は製品を引き渡した時点で支配が顧客に移転することから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。顧客との契約における

当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、代理人としての手数料相当又は対価の純額を収益として認識しております。

「機械製造販売事業」における工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しますが、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積もることが出来ない工事については、原価回収基準にて収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ会計を採用しております。

為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段およびヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

為替予約

外貨建債権・債務の為替相場の変動

③ ヘッジ方針

為替相場の変動に伴うリスクをヘッジするものであります。原則として実需に基づくものを対象としており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

④ ヘッジの有効性の評価方法

当社が行っているヘッジ取引は、当社のリスク管理手法に従っており、為替相場の変動によるヘッジ手段とヘッジ対象との相関関係が完全に確保されていることを確認しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する短期金銭債権	241,527千円
同 短期金銭債務	285,091千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	5,489,617千円

損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業取引高	780,766千円
売上高	1,345,527千円
仕入高	78,762千円
その他の営業取引高	
営業取引以外の取引高	206,291千円

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度末における自己株式数

普通株式

14,934株

税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付信託	148,549千円
退職給付引当金	7,628千円
賞与引当金	707,458千円
製品補償損失引当金	133,399千円
投資有価証券評価損	9,470千円
貸倒引当金	2,635千円
減損損失	25,737千円
未払事業税	55,900千円
関係会社株式評価損	421,573千円
棚卸資産評価損	69,857千円
その他の	53,066千円
繰延税金資産小計	1,635,277千円
評価性引当額	△155,069千円
繰延税金資産合計	1,480,208千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△454,010千円
前払年金費用	△624,098千円
固定資産権利変換益	△670,454千円
繰延ヘッジ損益	△18,474千円
繰延税金負債合計	△1,767,037千円
繰延税金負債の純額	△286,828千円

- 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額
- 1株当たり当期純利益

1,282円70銭
116円64銭

(注) 当社は、2025年5月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」を算出しております。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	3,491,523千円
普通株式に係る当期純利益	3,491,523千円
普通株式の期中平均株式数	29,934,713株

重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。